

### 第3回食と農業農村振興審議会

日時：平成19年4月24日（火）午後1時30分～4時

会場：県庁（3F） 特別会議室

（進行：農業政策課 石原企画幹）

ただいまから、第3回長野県食と農業農村振興審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は委員20名のうち12名の方のご出席をいただいております。従いまして委員の過半数に達しておりますので、長野県食と農業農村振興の県民条例の規定により、本日の審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、竹内委員におかれましては、(株)エス・エス・ブイを退職なされ、また、鷺澤委員におかれましては市長会の会長に就任された都合上、審議会の委員を辞任なされております。新たな委員といたしましては、小売業界から(株)マツヤの小山光作社長、市長会からは塩尻市の小口利幸市長をご推薦いただいております。なお、本日は所用によりお二人とも欠席されております。

それでは、審議会の開会にあたりまして、若林会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

（若林会長）

皆さんこんにちは。会長を務めさせていただいております若林でございます。御苦勞様でございます。

ご審議を賜ります前に一言申し上げます。

この審議会は、従来型の審議会から一步踏み込み、県が策定する振興計画の素案ができる前に、委員の意見を十分伺い、その議論を県の素案に生かしていく方針となっております。

そのため、食と農業農村の2つの分科会を設置し、分科会の担当委員の皆さんの専門性を発揮していただきながら、食の分科会は3回、農業農村分科会は4回開催し、闊達な議論を進めて頂きました。

おかげをもちまして、前回、委員の皆さんから頂いた意見をグルーピングし、論点が整理され、振興計画に盛り込むべき骨子の素案とその施策の展開方向、並びに施策の達成目標項目についてのたたき台が整いました。

本日は、分科会での意見の報告を踏まえ、振興計画が目指すべき方向性、盛り込むべき施策展開や達成指標項目について、皆様の意見を伺うことが議題となっております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見を賜り、農業者と消費者が共に、本県の農業を支え合えるような、実効性のある「振興計画」の素案が策定されますよう、委員の皆様の御協力をお願い申し上げます。

（進行）

ありがとうございました。

挨拶が大変遅れましたが、本日の進行を務めさせていただきます農業政策課の石原でございます。よろしくお願いいたします。

それでは配付資料の確認をさせていただきます。資料1から資料6まで6つの資料を用意してあります。そのほかに参考資料といたしまして1部、施策展開の達成指標に関する検討資料についてという資料がついております。ご確認をお願いします。

続きまして本日の日程ですが、審議は次第により進めていただきたいと考えております。終了は概ね4時を予定しておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

また、本日の審議会は公開となっております。議事録は発言委員の氏名を記名して公表す

ることになっております。そのため本日の審議は録音させていただいておりますのでご承知願います。

また、議事録が整うまで、長野県のホームページに音声を掲載させていただきますのでこの件についてもご了解をお願いします。

それでは、議事に移りたいと思います。議事は条例の規定により会長が務めることになっておりますので、若林会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

(若林会長)

それでは、議事に入ります。

次第により、(1) 論点整理と振興計画に盛り込むべき施策の展開方向について事務局より説明を求めます。

(農業政策課 久保田技術幹)

農業政策課技術幹の久保田です。説明させていただきます。それでは資料1をお願いします。

【以下説明は、資料1、資料2、参考資料に沿ったデータ説明のため資料を参照願います。】

(若林会長)

ありがとうございました。今申し上げましたとおり、委員の皆様から出されました意見を5つの項目に整理しまして、それぞれ、担い手の問題、生産基盤づくりの問題、生産振興の問題、環境と農村の振興の問題、この4本の柱については、農業農村の分科会で専門的にご検討を賜ったという経過からここに至っております。また、食に関する柱については、食の分科会で御論議を賜ったということでございますので、それぞれの分科会でどんな御論議があったか、経過を分科会の座長から御報告を賜りたいと思います。

まず、農業農村分科会ではありますが、白戸座長が所用で御欠席のため代わりに小池座長代理から御発表をお願いしたいと思います。

(小池農業農村分科会座長代理)

農業農村分科会の白戸座長が欠席しておりますので、担当委員を代表いたしまして、座長代理である私から報告させていただきます。

農業農村分科会では、先ほど、事務局から説明のありました骨子の5本柱のうち、担い手育成、生産基盤づくり、生産振興、環境及び農村振興についての4本について、分科会を4回開催し、協議を進めました。

分科会での協議内容を資料3の“農業農村分科会での意見について”まとめてありますので、御覧ください。その際には、資料2にあります、それぞれの骨子の施策展開フローも参考にしながら、御覧ください。

まず、1ページですが、骨子素案の全体に関わる意見について、大きく3つにまとめてございます。

1番は、今回の骨子素案は、全体を通して総花的であり、農業振興としては、もうかる農業に焦点を絞り、重点的に取り組む事項を明確にする工夫が必要であるという意見です。これは、条例により細かに規定され、全てを網羅しなければならない関係上やむを得ないことではありますが、重点施策などにメリハリも必要という意見です。

2番は、農業に活力を取り戻すことが計画の目的であるので、農業生産額の減少に歯止めをかけることに重点をおくという意見です。

3番は、計画をつくるのが目的でなく、つくった後、農業がどう変わるのか、どう変えていくのかをわかりやすく示す工夫が必要という意見です。

次の2ページを御覧ください。ここから、骨子の柱別に関する意見をまとめてあります。

骨子の1本目の“多様な担い手が元気に活躍する農業農村”では、施策の展開方向が3つ

ありまして、展開方向ごとに意見・提言を集約してあります。

まず、施策展開の1の担い手の育成や支援に関する意見です。1番では、もうからない農業では、担い手が農業に入っていないので、もうかる農業、魅力ある農業に再構築することが重要であるという意見。

2番・3番・4番では、最も就農しやすい農家子弟にターゲットを絞り、農家子弟を育てるプロジェクトや、農家子弟の置かれている状況に応じた、きめ細かなケア、所得が見込める新たな品目や市場マーケットなどの農業経営に有効となる情報を的確に農家子弟に伝える仕組みづくりの検討といった意見。

8番では、担い手に活力を取り戻すため、認定農業者や4ha以上の経営規模の農家を補助事業の対象とする国の施策への対応や、施設型農業を拡大すべきといった意見。

10番では、担い手に農地を集め、経営基盤を拡大するための長野県独自の農地集積のやり方の検討といった意見がありました。

続いて、3ページの施策展開の2の地域農業を支える組織づくりでは、長野県は、中山間地が多いため、国の方式では、集落営農に取り組めない地区もあるため、長野県独自の集落営農への取り組み方式を検討すべきといった意見がありました。

施策展開の3の女性・高齢者の能力発揮できる場づくりでは、1番・2番では、長野県の農家の半分以上を占めている、女性農業者にターゲットを絞り、農業を営む女性や農産物加工などの新たな起業活動に取り組む意欲ある女性に支援を手厚くし、女性から元気になって頂き長野県らしさをアピールすべきといった意見。

3番は、外国人労働者の雇用検討、4番から6番では、女性・高齢者・団塊の世代の方が農業や集落営農に取り組みや環境づくりを支援するといった意見がありました。

達成指標に関しては、担い手の指標として、これだけの生産額を確保するためには、これだけの果樹農家が必要であるという、考え方で担い手目標数の設定ができないか。あるいは、施策の展開により、生産量が拡大するから、担い手農家数がこれだけ必要になるという考え方、農産物の生産額の指標に合わせて新規就農者の指標を産出すべきといった意見がありました。

次に4ページを御覧ください。骨子の2本目の“働きやすく、住みよい農業・農村”に関する意見です。

施策展開の1の農産物の安定生産に向けた基盤づくりでは、1番・2番では、土地改良事業に関する県の財源負担が低いのできちんと財源負担をすべきといった意見。特に、団体事業に対する県負担率は低すぎるため、審議会としても知事に提言すべきという意見がありました。

施策展開の2の災害に強い農村づくりでは、1番ではため池での環境保護の課題、2番では災害に直結する山腹水路などの改修などは優先して整備すべきといった意見がありました。

施策展開の3の住みよい農村づくりでは、新住民とのトラブルをなくすため、施設整備での地域住民との合意形成に向けた配慮への課題といった意見がありました。

達成指標では、1番では、水路、ため池などの修復改修箇所は、現時点で緊急的な箇所を全て補足すべき、2番では、基盤整備の優先順位付けの際に、生産性に対する投資効果を検証すべきといった意見がありました。

次の5ページを御覧ください。骨子の3本目の“競争力のある付加価値の高い農畜産物を生産する農業・農村”に関する意見です。

施策展開の1の競争力のある生産流通販売への支援では、1番では、新たな品目や産地化には、農業団体、行政が官民一体となって生産販売戦略を構築すべきといった意見。

3番・4番・5番では、マーケットを重視し、産直や市場外流通などを含めた販路拡大、作ったものを売るのではなく、需要にマッチした生産、売れるものをつくる生産販売スタイルへの転換の重要性といった意見。

7番、8番では、戦略的な品目、重点品目を見定めた一転突破型戦略や、重要品目の認知度が高まるまでは、農家が進みやすく意欲が出るような支援をすべきといった意見。

1 1 番・1 2 番では、契約取引のリスクを補てんする施策の検討、1 3 番では、収益の上がる農業にするための分析検討についての意見がありました。

続いて、6 ページの施策展開の2 の園芸産地づくりを御覧ください。

1 番では、長野県はオリジナル品種を多数輩出しているが、産地化の取り組みが遅い、特に果樹は慎重に取り組むこと、3 番では、単一品目大量生産から、消費者のニーズに合わせた多品目少量生産への転換など、4 番・5 番もあわせ、マーケットに対応した生産販売戦略の重要性についての意見。

7 番では、長野県の高い技術力を活かし、1 0 a 当たりの収量を高め、農家所得を押し上げる発想転換についての意見。

8 番では、契約取引では、年間を通じて安定した量と品目を揃えることが重要となるため、業務用や契約取引に対応できる施設化の拡大についてなどの意見がありました。

さらに、7 ページの施策展開の4 のブランドづくりを御覧ください。

1 番・2 番では、原産地呼称管理制度もよいが、もっと農家の所得に結びつく骨太のブランド戦略の構築、味の良さなどをアピールや、宣伝活動が不足していると言った意見。

6 番・7 番の地域ブランドづくりには、他産業とのネットワーク化の重要性や、高知県、岐阜県など他県で取り組まれている地域ブランド育成施策の成功例の研究などの意見がありました。

達成指標では、1 番では、生産額3 0 0 0 億円の達成には、個別の農家だけでなく、農家・組織・企業・他産業の総合産業として取り組むこと、2 番では、農産物生産の2 8 0 0 億円の積算は、地区部会の意見や農家の意見も聞きながら積算すべきと言った意見がありました。

次に、8 ページを御覧ください。骨子の4 本目の“環境と調和し、地域が輝く元気な農業・農村”に関する意見です。

施策展開の1 の持続性の高い農業では、1 番に環境にやさしい農産物表示認証に、原産地呼称管理制度も内包して検討すべきといった意見、2 番・3 番では、エコファーマーに関して、制度のPR と、肥料や農薬を削減する技術開発の取り組みが必要といった意見、5 番では、兵庫県のコウノトリ復活運動のように、地域住民参加型の環境保全運動により、環境にやさしい農産物の有利販売につながるような施策の検討といった意見がありました。

続いて9 ページの施策展開の2 の農業農村の多面的機能の発揮では、1 番から4 番に鳥獣害対策に関しまして、自然との共生ではなく、農作物被害の実態を見極めた上での徹底的な対策が必要であり、農業者の生活もできないほど深刻な状況にあること、県独自の被害防止対策を緊急に研究すべきと言った意見。

5 番・6 番では、中山間地域の維持保全に関し、施策の優先順位付け、国を頼るのでなく、長野県として中山間地域を守り育てるという強いメッセージの発信をすべきといった意見がありました。

施策展開の3 の都市農村交流では、グリーンツーリズムの取り組みのPR、誘客活動に対する支援策、観光とのタイアップ事業である栃木県の“オープンファーム”などを参考にした農業と観光との連携が重要といった意見がありました。

達成指標では、都市農村交流に関する指標では、農家所得への影響も視点に入れた指標の検討などの意見がありました。

以上が、農業農村分科会で担当いたしました、骨子の4 本に関する意見・提言の主なものです。

全体を通しては、もうかる農業に焦点を絞り、重点的に取り組む事項を明確にする必要があります、特に、施策展開では、担い手の育成と、生産振興と流通改善に重点をおき、付加価値の高い農業経営を支援し、農業に活力を取り戻すことに意見が集中しました。

落ちている箇所もあろうかと思しますので、他の担当委員の方で、補足等ありましたら、お願い申し上げます、私からの報告を終わります。ありがとうございました。

(若林会長)

多くの検討の御意見ありがとうございました。分科会での審議の中身、情景がうかんでくるようでした。ご苦労様でした。

続いて食の分科会の方、佐々木座長からお願いしたいと思います。

(佐々木食分科会座長)

それでは、食の分科会でだされました意見について、説明させていただきます。資料4をご覧ください。

骨子素案の全体に関する意見と、消費者と「食」の絆を結び、豊かな食生活をはぐくむ農業・農村という5番目の柱に関わる意見でございます。

ページ1でございますが骨子素案の全体に関する分科会の意見ということでは、5つの主なご意見がありました。

1番目は主に食育に関することですが、県民が参加して活動する場づくりが、素案では見えてこないの、県民参加型の活動を盛り込んだ計画としたい。誰がどのように取り組み役割分担をするのかももう少し明確にしてはどうかということでございます。

2つ目は、振興計画全体の目標として、「心身共に健全な県民育成としての農業生産」「食と農を結びつける」など食の消費を意識した考えを、もっと明確に取り入れるべきであろうということでもあります。

3つ目は、骨子素案の5本のうち、農業・農村が4本で、食に関しては裾野が広いのに、1本の柱でまとめられちょっと少ないのではないかと、こういうご意見もありました。

4つ目、地産地消や地場農産物の利用は、現在「次代を担う人材育成」や「国民の健全な心身と豊かな人間性を育む」ことを目標として、食育推進の施策の中で取り組まれているのであると。これからの農業振興は、「食と農」の相互理解や連携を図ることを、もっと重要視して進めるべきというご意見でした。

5番目、今回の振興計画の目指す姿として5本の骨子素案の全体のキーワードとして、「県民の心身の健全育成を目指し、食と農の絆を深めて、生き生きと生産に取り組む農業・農村」こういうような提示、あるいは位置づけをしたらどうだろうか、ということでございます。

今回の農業・農村振興ということの中では、食という問題が入ってきてたんですね。食と消費のあり方を考えていく、あるいはそれを変えていくということは、農業振興と密接に関わってくるんだということでもありますので、全体の位置づけの中で、食や消費のあり方から農業の振興を考えるという点も入れたらいかがだろうかということでもあります。

次のページを見ていただきたいのですが、ここからは消費者と「食」の絆を結び、豊かな食生活をはぐくむ農業・農村骨子素案に関する意見でございます。

始めに地産地消と食育の推進に関わる18の意見がございます。地産地消については7つにまとめてありますが、1番目、地産地消運動とともに、長野県の農業・農村を守り支えるため県民が県産食材を好んで購買し、消費する意欲を高める啓発やそのための県民運動、また、県産食材の強み、素晴らしさを県民が理解できるようなPRを実施する。県民が県産食材をより多く購買消費することが、縮小社会の進展の中で、本県の農業生産の土台を支えることになり、県民レベルでの食と農が連携できるのではないかと、地産地消運動の一つとして、長野県で生産された農産物を長野県の中で消費するといういわば県産県消といえますか、そういうものも位置づけられるのではないだろうか。

その中で、県内の消費者の食というもののあり方を見直し地産地消を進める。ということは県内の農産物は素晴らしいのだからもっと消費しましょう、もっと食べましょうという運動につながってくるだろう。そうするとそれはひとつのマーケットを作ることになりますので、農業振興にもつながってくるだろうということでございます。

2番目、3番目、4番目は学校給食の問題でございます。

2番目、学校給食での地場産農産物の利用は、自校方式では高いが、今後は学校給食の実施数が児童生徒数で全体の1/3を占めるセンター方式での利用率をいかに高めるかが、こ

こがポイントだと、そのための施策の検討が必要ということです。

3番目、学校給食での地場産農産物の利用率を高めるための全県的な供給体制づくりが十分ではないので検討を進めるべきでしょうということです。

4番目、学校給食での地元産利用割合などを表示するなどの啓発活動、これはどういうところで作られているかという情報を与えることで、生産との関わりが意識されてくるではないかということです。

5番目、米飯給食は本県で既に週3回やっている。全国平均よりも高い。給食での食の多様性を確保するためには米飯は週3回でだいたいいいだろう。今後は米飯給食が週3回未満の学校で米粉パン等の形での検討が大事になってくるだろうということです。

6番目、学校給食での米粉パン導入にあたって、課題となっている小麦パンとの価格差を縮小できるような技術開発や流通コストなどの検討が大事だろう。

7番目、主食としての米消費拡大は、食生活指針にも掲載されている、健康によい日本型食生活を定着させる手段となるため、学校だけでなく大人も含めた県民全体での米消費拡大施策を、食育ボランティア活動と連携して検討するべきではないかという意見です。

食育については、8番目以降ですが、食育を進めるために、今年度策定する県食育推進計画との整合性を図ってもらいたい。各施策の効果を高めるには関係部局の連携・調整が必要なので十分考慮してもらいたいということです。

9番目、食育は範囲が広いので、食材をベースにした食と農のつながりの展開を明確にするべきだろうということです。

10番目、食と農が連携するためには、消費者・県民が食や農業について正しく判断できる知識を身につけ、県民全体として食と農を理解し判断できるような県民運動が必要になってくるだろうということです。

11番目、食育の推進には、農業・教育・衛生の連携が大事になってくる。その連携体制を明確にしなければならない。

12番目、農作業体験などを行う教育ファームの取り組みは、本県では全国的に比較して、学校教育において積極的に取り組まれている。しかし地域農業の担い手養成の観点から、地域を巻き込んだ次元の高い計画や取り組みにもう一步進める必要があるということです。

13番目、子どもの健全な心身をはぐくむため、農作業や郷土料理を体験する場づくりを地域で進め、学校教育とも連携して、地域の食に関し高い知識のある食生活改善推進委員、農村女性マイスターなどのボランティア活動を支援し、食文化の伝承を図っていくことも必要ということです。

14番目、郷土食の料理体験、農作業体験、グリーンツーリズムなどをサポートするボランティアに対する支援を明確にしてもらいたい。地域と連携した県民参加型の食育を進めていくことが必要だということです。

15番目、本県は野菜が豊富であるが、野菜の摂取量が減少している。幼児期から家庭での野菜の摂取量を高め、食生活を改善するための施策が大事となってきます。

16番目、野菜の摂取量は、学校給食では遵守されているので、減塩運動のように、家庭、一般消費、特に働き盛りの年代での拡大を促す野菜を食べる運動が大事になってくるだろうということです。

次のページの17番目、都市交流のグリーンツーリズムの取り組みの中で、地元の子供も参加できるメニューを検討し、都会の住民と一緒に郷土愛をはぐくむことも大事になってくるだろうということです。

18番目、過疎など限界集落でのグリーンツーリズムに取り組むことにより、農村・郷土を守る機運を高めることも大事になってくるだろうということです。

次に大きな2番目、食品や観光業との連携ということでございます。5つの意見をまとめています。

1番目、県内で製造される加工食品の地場利用率の向上を図るため、県で開発された黒大豆やシナノユキマスなどのPR、活用をもっと進めなければならないだろう。

2番目、農産加工において、地場産農産物の利用が他県に比べ低いため、県内の味噌・ジュース・酒・ワイン・製粉等の食品加工業界との情報交換などをもっと図って、連携をして、県産農産物の利用拡大、業務加工用ニーズに合わせた生産、商品開発などを支援していくような加工産業との連携が大事になってくるということです。

3番目、農産加工施設を活用し、消費者と生産者の交流を深め、地場農産物への理解や認知度を高めるための体験メニューの充実や支援が大事になるだろうということです。

4番目、県内観光地で、各地域の特性を活かした、おみやげ、料理、農産加工、特産物などの拠点となる施設をブロックごとに設置するなど、観光地での新たな需要拡大を図る施策が大事になるだろうということです。

5番目、農家民宿、農産加工施設等の許可基準の的確な運用ということも考えていく必要もあるだろうと思います。

大きな3つ目、食の安全・安心の確保という点でございますが3つの意見にまとめてございます。

1番目、長野県農産物のイメージアップにつながるような、農薬の適正使用や食品表示に関する指導や啓発は引き続き進めていく必要があるだろうということです。

2番目、直売所など市場流通のルート以外のところで売られているものについては、残留農薬のチェック体制づくりが必要になるだろうということです。

3番目、食の安全に関するチェック体制は、厳しすぎるくらいの方が、逆に長野県産の安全度をPRできるので、安全度を高めていることを消費者に認知されるように、PRしていく。こんなにやっていますよということを知らせていく活動が大事になってくるということです。

最後になりますが、達成指標の項目に関する意見・提言ということでございますが、7点ございます。

1番目、オリジナル食材のアイテム数の拡大をもうちょっと検討してもいいんじゃないかということです。

2番目、米飯給食や米粉パンの利用率なども達成指標項目として検討し、きめ細かく地場産の利用率向上を目指す工夫が必要だろうという点です。

3番目、学校給食での米粉パンの導入については、学校で取り組む食育で対応可能な範囲とすることを前提として、導入回数などの指標を検討してもいいんじゃないかという点です。

4番目、米粉パンは学校給食だけでなく、米離れが進む県民への普及・消費拡大を図ることが必要。但し、米は本来日本型食生活の主食としての消費拡大を進めるべきであるけれども、多様な用途を探っていくということで、米粉パンは重要ではないかということでもあります。

5番目、学校給食への食材供給組織数は、自校方式をベースに設定されているので、センター方式での食材供給を目指した供給組織を含めて、総合的に検討する必要があるだろうということです。

6番目、日本型食生活の実践に向けて、野菜摂取量を増やしていかなければなりません、その指標を検討すべきじゃないかということです。

最後に7番目ですが、食事バランスガイド利用率、食育ボランティア登録数の達成目標は、目標年度までの年数、食育の重要性を考慮して、もう少し高めに設定すべきじゃないかと。現在もかなりのところにきているので、目標指標がそれほど高くないんですね。もうちょっと高いところへ設定してもいいんじゃないかという御意見でございました。

また、委員の皆さん方、補足がございましたら、あとでお願いします。

以上でございます。

(若林会長)

どうもご苦労さまでした。大変多くの意見を頂戴しました。

一息入れさせていただいて、後段の方で十分なる意見交換、御発言を賜りたいと思います。

(休憩)

(若林会長)

それでは、再開をしたいと思います。時間の方が、それぞれお帰りの時間の予定がございますので、事務局の方から配った文章を目途になるべく審議の方は進めたいと思いますので、御協力を賜りたいと思います。それでは再開をいたします。

ただいま、それぞれの事務局の方から出されました論点の整理に対します5つの柱、それに対しますそれぞれの分科会でご検討賜った経過を御報告いたしましたけど、実はある意味一体的に進められるものでありまして、例えば、分科会での専門的なご検討いただいた事を受けて今日の資料ができあがっているもののご理解頂きたいと思っております。

ただ先程両分科会の座長の方から話がありましたように、報告の中で補足意見がある委員さんのおいでではないかとの部分もございましたので、その部分についてはこれから整理をして進めてまいります。まず論点整理の5つの柱についてどうなんだと、どういう考え方をもっているのだというところをご審議を賜りまして、それに対して意見のある方は出して頂き、柱立ての確認をさせていただき、さらに柱立てが確認できたところで、決まったところから、ひとつずつ先程御報告のありました事務局の案がございますので、その部分で落ちている部分がないのか、ダブっているもので、こちら側で整理した方がよいのではないかと、また、分科会でこういう専門的な意見が出たがどこに入っているのかといったようなそれぞれの項目の中にそれぞれ出して頂きたいと思っております。

今日の最後のところは、出された意見をその場で全部修正をしましたということではなくて、おおかた論議をしていただいたその部分はこの部分に入りますということ、こういう柱立てでいいですね、ということをご確認を賜ることを事務局の方で整理頂くという事を今日の審議会のところまでにさせて頂きたいと思っております。ですから皆さん方論議して入れるか入れないかもう一つ作れるか、出して頂きながら事務局でチェックいただきながら第3回目の審議会の意見として取りまとめしていきたい。なお、4回5回とさらに煮詰まってくるから、ここで決まってしまうからどうしようもないんだという理論ではなく、大いに活発なご意見を賜って、修正もあり得るということをしてしながら答申までの間に頑張ってもらいたいと思っております。

では最初に論点整理の五つの項目についてご意見を、どなたからでも結構です。

農業農村の方で補足があるという、中沢さんにか言っておきたいことがありますか。

(中澤委員)

私はこういうやり方でよいと思いますが、平たく論議するのではなく、メリハリが必要だと思います。食と農業農村というタイトルでやっていますが、再生の眼目は長野県農政の振興であろうと、夢をもう一度にあると思っておりますので、その点を最重点に論議をしていただく、そして時間がほしいなと考えます。ただ、論点の中で農業者のスタンスで申し上げるとすれば4番の環境と調和した地域が輝く元気な農業とまとめてありますが、この議論に踏み込んでもよろしいのでしょうか。

(若林会長)

後の方で論議します。

食の方ではどうですか。食の論議の補足をお願いします。特に柱立てもうひとつどうなのという発言がありましたがその点を踏まえてどうですか。

(市場委員)

今回の農業農村審議会は特に今までなかった農業をつくるということが一番の表題で、それぞれの分科会についても連携して組み合わせっていく、これからどういう風にまとめていくのか、政策を進めて行き、農業を活性化させていくための意見が色々でありますが、

それぞれ結びつきあったところがないというか、感じてしまう。5番の消費者と生産者を結ぶ「農」として、食と農という言葉の中でイメージすると思うですけども、もう少し食の部分が農業の活性化の中に入り込んで構わないのではないのでしょうか。

(若林会長)

非常に基本的な問題の処に入り込んでいると思ひまして、若干農業農村でも御論議いただいた路線と、今食という視点で御論議いただいたところが少し間があるなど感じておりますが、流れは審議会の中でも、「うん、わかった」といった形になり切れない部分もございますが、これから各項目に入って論議したときに一体なにが見えてくるのか、そこに課題を後の5番目の柱の論議の中に落としていきたいと思ひます。

いずれにいたしましても農業も食も大事なのに変わりはないんでして、考え方、強調の仕方の部分の要素もあるのかなと多分に思っておりますので、そこは宿題にさせて頂きまして、今日のところは、5本の柱立ての問題点を洗い出して行きたいと思ひていますがよろしいでしょうか。

早速ですが、説明をいただいた資料に基づきまして、資料2-1の多様な担い手が元気に活躍する農業・農村に向けた施策展開フロー素案の部分から検討に入りたいと思ひます。とりわけ、施策の展開方向の達成指標というところ、意見から出てきた論点整理から出てきた中身ですから、施策の展開方向の達成指針、これはどうなのか、これでは足りないじゃないかとか、どなたからでも結構ですが。

(藤原勇三委員)

3,000億ですか生産目標、これを実現するにあたって、例えば、一番問題なのは、担い手を確保するのが大前提ですが、例えば新規就農者数が24年目標で200人で3,000億の農業生産目標を達成できるようになっているのか聞きたいのですが。

(若林会長)

関連あります指標との関係、他の指標をみていただいて、どう算出したかなどよろしいでしょうか。

(木下委員)

藤原委員と同じ意見。この分科会の意見は最初にお話があったように、中澤委員からもメリハリを付けてという言葉がありました。5項目について全部やると大変なことで、どこか重点的に計画では考えるのがテーマだと思います。県議会でなぜ、この条例をつくったかという、長野県の農業に元気がない。元気がないというのは平成3年以降生産額が落ちている。だから少なくともこの計画ができたときに生産額が少し上がってくるという、元気になってくる事が目に見えてこないという条例を作った趣旨も、計画づくり自身がああよかったなとならないということなんです。少なくともわかるような結果を出したいと思ひます。担い手についての分科会の中でも議論した中では、元気になるには、産業として成り立てば、儲かる農業が成り立ちさえすれば後継者が自然とついてくる。逆にそういう農業をやるためには、どれだけ後継者がいるか、そこから割り出してもらいたいが、200人の割り出し方がそういうことではなかったの、そういう意味で、産業として成り立つ農業ができれば、後継者は自然とついてくると思うんです。農業やっている農家自身が自分の子供には継がせない、こういう農業ではダメなんで、一番の根底は未来はこうあるんだ、こういう感度で考えてもらう、そういう面での捉え方をしていくことが大事だと思う。

(小松委員)

今まで、新規就農者は年間300人として議論してきた経過があります。農地が減る、5年前に比べ販売農家が1万5千戸が減るなど右肩下がりになんとか歯止めをかけるのに根拠が200人でよいのか、疑問に思うので、そのへんの根拠、一番重要だと思うので御説明願ひます。

(若林会長)

3名の方を受けて、試算に至るまでの経過説明をしていただきたいと思います。

(農業政策課 久保田技術幹)

参考資料の20頁、21頁を達成指標の検討資料をご覧くださいながら説明いたします。現在、平成3年から右肩下がりです。単価的には底をついているという話もでていましたが、そんな中で、生産構造等を見ながら品目別に生産額をはじいたものです。例えば米穀類、野菜、果樹、畜産など品目別に生産構造がどうなっていくかなど、あるいは政策的に生産調整や酪農の生乳などもそうですが、こういったものを考慮しながら、あるいは、品目別には、果樹の場合には高齢化が進んでいると、実際に改植が進まないなど課題がありますので、その品目の抱える課題を考慮しながらはじいたものでして、22ページ以降に主要品目の生産の考え方を記述させて頂いています。例えば、水稲では面積でいくと36,000ha程ありますが、生産調整で年々米の消費量が減っている中で、平成24年には34,000haということで、生産額も530億から490億と減少の計画を立てさせて頂いています。ただ単純に減るだけのを待つのではなく、今後は米はどうしていくのかについて、振興方向ということで示させて頂いておきまして、例えば実需者との結びつき強化だとか、環境にやさしい米の増産へシフトしていくなど、また、果樹のりんごにつきましても、かなり園地が老朽化している園地もかなり多く、面積的には8,560haあるのですが、8,240ha程度に抑えたいと、反収とすればわい化の改植ですとか品質向上など、単価的にはふじが最近単価が伸びない訳ですが、中性種への品種更新ということで、シナノスイートなど生産拡大しながら単価を確保していきたいということで、これも当然構造的に高齢化が進んでいるということで代表的にはこういう考え方です。ぶどうの場合は、2,490haから2,500haということで、品目の抱えている生産構造を勘案しながら、あるいは、重点的に取り組む何かないかということで、こんな考え方で生産額の目標を出してみました。また、現地におきまして、抱える課題が違いますので、現地の部会でも検討していただきたいと思います。

(北澤農村振興課長)

前回ビジョンでは、10年後を見通した計画ということで、300人/年間の新規就農者としていましたが、その当時は農業資産額4,500億円を目標としており、中核的担い手、効率的な経営体として11,000~12,000戸を育成するというので、世代交代のサイクルを30年~40年として計算し、300人という数字を出したところです。今回の数字は、農家数が115,000戸に減少すると想定致しまして、ある程度生産振興サイドの方からそれぞれの作物毎に他産業並の所得を上げられる生産体制を維持するにはどの位の母数が必要となるのかはじき出しまして、その中から過去、今まで、新規就農者が実際には150人程度きておりますので、それらを勘案し、9,000戸を育成するというので、世代交代を今回多少ながめの45年ということで計算をさせて頂いたということです。

(若林会長)

それでは、ご意見として今の意見は聞かして頂くと言うことにさせていただいて、他の課題についていかがでしょうか。

(中澤委員)

相対的に素案を見させていただいて一番感じることは、多岐にわたって盛りだくさんのこれから行う、或いはこれから行うであろう施策が提示されております。この中で本当にできるのかなと私は感じます。そして県の組織とか、いろいろ見直しの中でマイナス。そして予算もないじゃないかと。そういう中で本当にできるのかと感じます。これができるということが一番いいですが、非常に大変なことではないかと思います。何としても一番大事なことは、先ほどお話しございましたが、長野県農業再生ということになりますと重点的な再生し得る施策を、まず錐で揉み込むような案が、これからできて絞り込まれていくと私は思いますけど、そういったものがで

てこない長野県農業は再生できないと思います。ですから、あれもこれも、ありったけのものを盛り込んだこういった案も悪くはないと思いますが、難しい感じは受けます。ですから、もうちょっと切り込んだ茨城や千葉といった農業の生産額が伸びているような県を追いつき追い越すという秘策を込めた戦略。これがまず大事だと。これが出てくれば、審議会の中で意見を頂きまして、県の農政の中で実施してもらおうと。こういった形が一番いいのではないかと私は思います。

(若林会長)

強い要望でよろしいですね。

(山崎委員)

資料2-1では認定農家数、平成24年で7,000人という目標があるが、こちらの参考資料3ページにある、認定農業者等9,000経営体となっている。これはどちらが正しいのでしょうか。片方7,000人、片方9,000人と計算してあるように見受けられますが。

(北澤農村振興課長)

参考資料の1ページにお示ししてあります右側の方のグラフの中に認定農業等9,000と書いてございます。これは認定農業者等となっております、この内訳が認定農業者7,000人。既に経営が一定の水準に達している皆さん。そういったことで2,000人ということで想定しております、併せて9,000という数字を出してありまして、あくまでも2-1の資料については認定農業者について記載をさせていただいております。

(山崎委員)

それが新規就農者に適用になるのですか。

(北澤農村振興課長)

従いまして、長野県の農業の中核的な担い手となっていただく皆さんは2,000人と7,000人を足して9,000人ということで。それらの皆さんの担い手を確保していくということで、45年の世代交代ということで計算をして200人ということでさせていただいたということです。

(若林会長)

他にも関連がでてきますので、1番につきましてはこれくらいにさせていただき。関連がでてきますので、皆さん一番言いたい「重点、メリハリを」というところは、3番目の項目のところまででくる課題だと思いますので。

(中澤委員)

担い手のことで一つお伺いしたいのですが。参考資料の1ページにでている平成24年目標。担い手に関しまして53.2%の数字をあげております。39から53.2にするんだということですね。そうすると約半分。残りの半分は何なんだということです。私は国の新しい農政の展開の中で、担い手、特に認定農業者。4ha以上。こういった一つの枠組みができていますが、これに満たない農家をどのように指導するのか。これを農家とみないのか。53.2以下の農家。残り46.8%。この数字こそが私は長野県農業再生のために非常に大きなキーワードとなると思っています。大きなものだけが経営ではない。新しい農政に乗っかることだけが経営ではない。そういう冷えた目で見ている農家がいっぱいいるんだということを頭に入れてほしいと思います。

(若林会長)

できるだけ簡単に説明をしてください。

(農業政策課 久保田技術幹)

先ほども申し上げましたとおり、グレーの部分と下の白い部分。この白い部分が例えば兼業農家であったり、高齢農家であったり、ホビータ的な農業経営をやっている方。いわゆる小規模な農家の方であるのですが。上の方は国では効率的、安定的で、下の方は効率的ではないのかという課題もあります。いずれにしても下につきましても担い手で、先ほどの 2-1 で言いますと、3 番目の部分。女性ですとか高齢者ですとか、団塊の世代といった方についても、例えば直売所などで支援をしていくとか、団塊の世代については、リタイヤ後の 10 年から 15 年くらいは農業を背負っていただくと、これについて施策がないということではなくて、担い手とは別の施策を打っていくということを考えております。

(若林会長)

論点整理の中ででてきました担い手だけを作ればいいのかではないと。長野県の場合は、その後にいる、裾野の部分の農業もきちっとしていきましょうよというご意見が多くの方から出されておりますので、そのことも事務局の方で意識しているということでございます。

それでは 2-1 につきましてはこれくらいにさせていただき、2-2 という資料の農業・農村に向けた働きやすく・住みよいという環境問題を中心に、この課題はどうかと、こんなふうな施策の展開方向を考えているんだということについて伺いたいと思います。これは藤原さんからご意見を出してもらった方がいいですね。

(藤原勇三委員)

率直な感想を申し上げますと、こじんまりしているなという感想を持っております。ここでは例えば①の農業用排水路の維持、更新、整備ということですが、このほかにこれはいわゆる基幹的水利施設の更新の状況を書いてありますけど、昭和 40 年代以降、長野県下で急激に進みました圃場の圃場内の用排水路が相当痛んでいて更新時期を迎えているという状況があるのですが、強いて申し上げれば、ここの達成目標にあげればいいのかどうかは別にしても、個々の農家にとってはこの方が実は重要な問題で、自分の家の田んぼに水を引けないという状況下に追いやられているという箇所が、私どもの調査でも相当数あるものですから、そのへんの言及をしたほうがよいのかなという気がします。

(若林会長)

適切な専門家のご意見ありがとうございました。このところを強いて入れると、藤原さんの理論を借りれば、もう少し前向きに、例えば他の県は遊休荒廃地論をやっているけれど、長野県では新規に開拓をやっていくのだというくらいの元気がある意見がいいのかどうか。他の県では遊休荒廃農地の対策のことばかり言っているが、長野県ではそれもやるが、もっと新しい開発をして、いいところは農地にしていくのではないかと議論はよろしいのかどうか。結局担い手の問題です。こじんまりというところは、これについてはかなりフォローをしているなど。現状をフォローしている感じだと座長の方ではお見受けしておりますが、他に何か落ちがありましたらお願いします。

それでは、これについてはお認め頂くこととして次へ進ませて頂きます。

問題は資料 2-3 であります。ここが付加価値の高い農畜産物生産をどうしていくかという課題でありまして、前段の部分の担い手と一緒にありますが、長野県の農業をどうするのかと。もっと攻めの農業をしていくため、もっと儲かる農業をしていくために、ここの部分が表に出てくる分野だと思うのですが、どうだろうというご意見を伺いたいと思います。この中でも全部できればいいのですが、もっと重点を絞り込むべきではないかという思いが委員の皆様にはあるのではないかと思います。そんなことも含めて、この項目は少し御論議を賜りたいと思います。木下委員どうですか。

(木下委員)

実は事務局とこの問題については打合せをいたしまして、先ほどの説明でその部分が抜けてい

たと思いますので、私が言うのもいかがかと思いましたが、ご指名をいただきましたので申し上げたいと思います。この表にある 2800 億円を 3000 億円にするという根拠が、先ほども資料の方でお話がありましたけれど、実際にはこれは各分科会で農業者と実際に詰めて、本当に 3000 になるのかならないのか、相当積み上げたものが必要だと思います。積み上げるには、ただどうですかと言うのではなくて、例えば花は、こういうふうにやればこのくらいになるのではないかとか、こういうふうにやれば、リンゴはもっとこうなるのではないかとか、そういうことを作目ごとに摘めていく必要があるのだと思います。だけれども、今の段階はこの数字はそういうことではなく、今の段階はこの委員会としておよその枠をお示しして、これについて各分科会でしっかりと積み上げてもらうと、こういうことを想定しながら一つの目安としてお示しをします。このところが一番大事なところだと思います。そういうことで、これが実際に地域でできるかどうか。もっとできるかもしれないし、これまでできないかもしれないし、ということをやると、そのためには一定の施策を入れながら各地域で詰めていただくということが大事だと思います。そういうことをやるための一つの枠を一応お示しして、これには迂闊には捕らわれないで、実際に各分科会で積み上げてきてもらうものを、一番のベースにしてものを考えていくと、こういう考え方で、何かものを示さないと各分科会で検討材料がなしではできないということもあるので、そういう意味で示した数字だと理解して取り組んでいくという、そういうことでいけばどうかと思っています。

(若林会長)

非常に貴重なご意見で、二つの見方があると思うのです。一つは 13 万の県下の組合員が全部生産計画を積み上げていただければ、木下委員のおっしゃった数値がすぐでてくる。上げようとする層にどういう施策を施したら、その層がやる気になるかということをおよそ全部あげれば問題がないのだと思います。こういうことがかなり明確になっていると思います。ただ今の時点ではそういう施策をとるわけにはいかないと、いうことでございまして、あくまでも県、審議会を含めてこういう目標を掲げながら農家を誘導してみたいと、こういうことなのであります。ですから、その施策の誘導はいいけれども、そうした時に、何をしてもらったら農家はやる気になるのか。このところが、たぶん地区のヒアリングをするときに出てくることだと認識をしています。

また、この私たちの審議会の中では、その意見を、例えば価格制度を作ればいいのか、県がマーケティングセンターを作って、買い取り制度を作ってくればいいのか、そういう制度がいくつもあるのだと思うのですが、そういうことを今我々が審議をするところではない。そのところの部分は、そういう施策があるということを知りながら、これから県の施策の中で作ってもらうことでして、そうするまでの方向性の部分を、この審議会の中では花についてはこういう方向でいきたいというものを示していくという場だと認識をしたいのですが、いかがでしょうか。これ、それをやっている、ぐるぐる回るだけで、結局一番私が言うように、一番確実なものは農家から積み上げろという形になる。それはできない相談でして、だからそこまでいかないと方向としてだす。たぶん、県の方は先ほど説明があったように、この方向の裏には全部先ほど言った、トレンドと 24 年の目標値までの数字があります。これがあるということは、たぶん 10 地区までの地区別にはあるのだと思います。その数字を積み上げたものがこれだと思うのです。ですから、地区の中で十分論議ができるようになっている。なっている問題にもう一度入ると、農家のほうは、そのために県は何をやってくれるのかという話が裏に必ず出てくる。そのことを十分聞いてくるということが、これから地区懇談会と、ヒアリングを受ける時の私はポイントになるのではないと思っていますので、その部分は是非そんなふうに前段整理をさせていただいて、論議を進めてもらいたい。そうしないと目標値がいつまでたってもふらふらするだけです。そんなふうに進めたいと思いますがいかがでしょうか。よろしいでしょうか。その部分は、そんな意味合いでこの目標値を決めてある。従って、これを受けて論議をしてもらって、何を施策にいられてもらいたいかは汲んでいきますよということにしてまいりたいと思います。ただ、基本的な部分は目標値も含めて、方向としての部分がこれでいいのかどうか。今掲げている項目の中に、先程来、論議をされている一点突破型や、重点を絞らなければ、すべてやるのは無理というご意

見もある中で、この方向に対して、ここを少し重点として考えた方がよいのではないかというご意見がございましたら、この際ですからお出しいただきたいと思えます。そのところに丸を付けるという意味合いには、おそろくならないと思えますが、審議会としての意見として、そういうことをやっていこうじゃないかということが、審議会の意見としてでますから、その部分が残るはずですから、そんなところの展開の意見についていかがでしょうか。

(中澤委員)

座長のご意見ではございますが、私は具体策の伴わない計画はまだまだ未完成であると思えます。そして、未完成の部分は県の方の担当に任せるといふことであれば、このうち何が削られ、何が重点的に行われるのか、それさえでてこない。これではいけないと思えます。私はある程度は、このうち例えば戦略的な生産、自由加工、市場開放、販売促進、園芸産地の再構築。いいことばかりずっとある。そのうち何をやるのか。そのうち何が最重点で、5年後に向けてこれこそ必要ではないかと、こういう視点がなければ私は審議会の、或いは地区部会もそうですが、もう一歩も二歩も踏み込んだ意見が必要だと私は思っています。これはいいことばかりで、このとおりでできれば何も言わない。これで終わりです。指示することはないと思えます。農家とすれば、これまで営々として父祖伝来の農地を守りながら農業は営々と続いて参ります。にもかかわらず、全然よくなるらないのです。食糧事情が悪くなって、農業は技術回復になるよという案もありますが、やはりどこにいったって、農業の所得、生活水準は必ずしもいいとはいえない。ざーと見てもらって、もう少し踏み込んだ具体策を考えなければいけない。この間も信濃毎日の記者さんが農業部会でお会いしましたが、具体的なものが何も見えていない。これで目標値を掲げてなんなのだと言っていました。私も同感だと言いました。座長、その辺について他の委員の意見を聞いてください。

(若林会長)

これを言い出しますと、全てが重点になるのです。これは、委員としての立場でご意見を頂くという場にしてください。13万生産者、みんなそれぞれ重点は違うはずで、ですからトータルの中で、こういう施策の中で、こういうことを長野県がやってほしいというところを言っていただきたい。特に必要だと思うものを、委員の皆さん方が出してくれなければ、出しようがないのです。どういうことに力をいれるのか。色はあるけれども。

(中澤会長)

私は一言で言えばインフォメーションです。この間申し上げましたように情報です。県が的確な情報を、しかも永続的に、24年目標ではないのです。10年、20年、30年と未来永劫です。地域としての的確な情報を流し続けられるかどうか。その情報の質がどうかと。そういう作業をやっているということになれば、私は限りなく実効性のあるものとなってくると思えます。ですから、そのへんの覚悟はどうなのかということ。

(若林会長)

それは担い手のところに入っていましたね。中澤さんの言われたことはびしゃっと入っていましたね。それから、これからの戦略として女性を大事にしていこうという、女性農業者というものに目を向けていこうというものも、元に戻るようで恐縮ですが入っていますよね。要は労働力のことを言っているのであって、実際の品目も含めて、どういう品目を、どういう形でやっていくのかということが、2-2の部分ですから、例えば私がもしどういふことをやっていくのかと聞かれたら、私は施設型園芸を長野県としてだすべきだと主張したいです。それは全体の中ででているように、需要量を拡大することが市場に対しての産地側の意見を聞いてもらう力になるという意見でありますから、私は施設型を入れて農地型との連携の産地化をつくるべきだと主張したい。施設型をもっとのばすべきだというのが、私個人的には思いがありますが、私の意見ではなくて皆さん方から、この項目についてどう考えるのか。このことをどう力を入れていくのかとい

うことをご指摘いただきたい。提案をいただきたい。

(中澤委員)

ですから座長、私は資料3の1ページを見てください。ここに明確に整理されています。このとおりやってもらえばいいのではないですか。段階的にやっていただければいいと思います。

(若林会長)

わかりました。多分それはそうなるのだろうと思います。作業としてこの中から重点が絞られてくるということだと思います。

(木下委員)

具体策がないと確かにだめだと思うのですが、ここで具体策をあげられるわけではない。例えばリンゴをどういうふうこれから進めるのか。増えるのか。減るのか。例えば、リンゴ3兄弟をそうするかとか、新ワイ化を100%進めるかとかですね。新ワイ化にすると今までのワイ化とコストはどれだけ違うのかとか、どれだけ面積を増やすことができるのかとか、そういうことをきちんと、作目ごとに、米なら米も、直接支払いも面積だけででているだけで、面積だけでいる基礎部分だけではなくて、一時加算、特別加算をどれくらい入れるかと。その目標をたてると、それだけで何億円と変わってくることになりますよね、長野県全体の所得が。だから、そういうものを今は基礎資料だけでやっているのですが、一時加算まで半分はやるぞと、そういうことを示していかないと具体的な対策にならないと思います。そういう作業をやらなければいけないけれど、今ここですぐやることは難しいと思いますが、具体的な対策を示してこういうふうにするから農業者の皆さんどうですかと、そういう問い掛けをして部会ではやっていかないとだめだと思います。を進めるとどれだけコストが違うのか。

(若林会長)

それは意見としていいですね。目標を達成するためには、こういう施策を打っていくのだということが当然裏にはあるのです。絵に描いただけではだめだというご意見だと思います。

(市場委員)

同じようなことだと思いますが、やはり洗い出した各分科会の内容とか、ここに盛り込まれたことは、今長野県の農業、農政を見ていて、どうしても必要だと言うことで皆さんが洗い出してきたものだと思います。これ自体は、やがてはこれを全部消化していかなければいけないことだと思います。ただし、5年の目標値を切ったときに、それが全部できるかと言うことは無理なことだと思います。だから、今長野県の農政、農業を活性化していくときに、急務、一番大事に、一番落ちている欠落していることは何で、問題点は何で、ここはやらなければだめだということをこの積み上げをしていくときに、分かってきているのではないかと思います。そういうものを、この洗い出した中から、まずは5カ年間の将来的には30年も40年も見越して行くにしても、まずは目標値を決めた5年の間に段階を追って何を最初に取り組んでいくのかということ、やはり焦点化しないと、ぼけてしまって、なかなかみんながどれに取り組んでいいのかということができないと思います。洗い出しはすばらしかったと思います。この中で現状を追った焦点化をして、もっと具体的な課題を解決していく方法と、もっとこういうことをやっていくのだというものを、もう少し絞って何年間にわたってこれだけのことをやる。この中で一番大事なものは、例えば3番の1の「多様なマーケットに対応した」といった部分で4つ出されている中で、一番取り扱うのは何なのだろう。まずはこれからではないかとか、そういうものを、いろいろな現状、少子化も高齢化も進む中で、いろいろ問題点もあると思いますので、そういうことを考えながら消化していくとすれば何なのだろう。そういうことをよく検討して、上げていくべきではないかだと思います。しかし審議会の席ではそこまでは無理かもしれませんが。

(若林会長)

そうですね。ここで議長が整理をしていいのかわかりませんが、全部審議していくと、結局こういうふうになっていってしまうので、大きな施策展開方向がご承認いただければ、その中から優先順位とまではいなくても、このことを重点にいきたいということは、この後の項目として、県の施策の中で整理をする必要があるのだと思います。従って、それは振興計画としてのエリアではなくて、県の施策としてのエリアとして、その部分は整理をさせていただいて、その部分について審議会で論議が必要であるならば意見をいただくという形にしてみたいはいかがでしょうか。もし、この中で何か重点だと言う形でやると、多分県民からすると、審議会はすることだけやっていたのか。後のことはどうなったのか。例えば4つの項目の3番だけ残して、1番と2番を切ったとすると、そういう方針がでたとすれば、県民からすると何か落ちがあるのではないかと、もっと論議をすべきだということになるでしょう。振興計画は、柱をきちっとしながら、後にくる重点、この中で重点、こう進めますというのは別項目の中で整理をしていくということでしょうか。

(原委員)

それぞれ達成目標や役割の点が明確になってきていますので、それぞれのところで重点目標、ポイントといったものを作っていけば、たぶん、これが達成していくのではないかと思うのですが。全般的に全員がやるのではなくて、それぞれの分担でやっていったら、推進されると思います。ですから、今日は全体の流れを確認すればいいのではないかと思うのですが。

(若林会長)

原委員のほうから、この方向を全体のものとして確認をいただいて、それぞれが落としていくときには、専門、担当別に落としていく。誰がやるのかということを確認していかないといけないよというご意見だと思います。その通りだと思いますが、先ほどの市場委員のやり方と同じ方法になってくるとは思いますでしょうか。他に展開方向の中に、これが落ちているのではないかとか、これがダブリになっているのではないかとはいかがでしょうか。

(木下委員)

これを部会に投げかけるわけですが、地区部会で農業者と突き合わせをしながら、例えば2800を3000にするという問題を考えると、例えば長野地区は3000のうちのどの部分が当てはまるのかと。それはどうなのかということを議論する場合に、部会で検討することができるような材料を投げてやらないと、今のこのままでは部会で検討のしようがないと思います。そういう意味での具体策と言いますか、こういうことをやるからどうですかという、そういう投げ方は必要だと思います。

(若林会長)

そのところをまた、部会で検討する上での素材として数字もさることながら、むしろ逆に現地からは、こういうことをしてくれたらできるが、今のまま放っておけば、審議会のたてた方向はそうならないよという声が出てくる心配の方が座長としては強い。だから、そうではなくて、この目標でこのようにいきたいのだが、皆様方どうですかと、地区でできますかと、そのときに県にしてもらいたいことは何なのか。その場であげてもらおうことにしたほうが、現場の声を上げることになるのではないのでしょうか。

(木下委員)

こちらで何も示さないで、部会から意見をあげてこいというのは、部会も大変だと思います。逆に、何で県の審議会は、例えば3000とは何か。何故3000という数字が出てきたのかについて説明ができるようにしておかないと、この示したものが何のためのものなのか、部会では理解できないと思います。だから両方から出てくるということだと思います。

(若林会長)

今の審議会の委員の皆さんが理解しているところまで、多分地区部会もいくと思います。ただし一番問題となるのは、それを農家にさせる場合にはもう少しこうしてくれと、逆にそれは地区部会の大きな役割だと。どういうことをしてもらったら、できるかという意見を積み上げてもらう、そこが地区部会の役割ではないでしょうか。

(木下委員)

そうとも言えるかもしれませんが、大変です地区部会は。ある程度基本的なことはこちらで示してやらないと。

(若林会長)

どうですか。名案があったら。もし、色々な色を出して行けば、例えば「アルストロメリア」ではどういことをやってくれるのかという各論にどんどんはいつていくことになるのではないのでしょうか。その議論を続けていくと、地区の振興計画づくりになっていってしまうと思うのですが。

(中澤委員)

ちょっと視点が違うのです。先ほどの花の振興策というところまで対応できるわけがない。もうちょっと総括的に見まして、どういう施策が必要なのか、有効なのかと言う作りが私の申し上げているところでして、具体例として部会で申し上げていることを私の考えとして申し上げますが、今言った情報を、農政部初の情報誌を月1回は出しなさいと。ペーパー1枚でいいよと、これをお願いしたい。もう一つはですね、普及センターの充実化です。やはり現地と農家とふれ合って、パイプ役としても、いわば普及センターの弱体化、国も36億に予算が減らされてしまいましたが、こういうことはもう一度見直して、せめて普及センターを充実化して、若干人も増やして、予算も増やして、農家とのパイプ役を削ぐなよ。これが一番大事だと思います。その2点くらいは最低重点的にやってはどうかと思います。細かいものについては論議しきれません。そういう意味です。私の申し上げているのは。

(若林会長)

どうも皆様方同じ思いだと思います。ですから、この中で中澤委員の言われている情報の問題やら、指導機関の強化の問題も入ってこななければいけない。むしろ、この中で落ちているようなものがありましたら是非見てもらって指摘をいただきたい。この部分の中では、これを削れとか、これが足りないと言った議論がないようですので、とりあえずこの方向を展開方向としてお認め頂くということでよろしいでしょうか。とりあえず、これはこういう形にさせていただいて、次の2-4の環境と調和した地域が輝く元気な農業・農村に向けた施策展開フローという部分でいかがでしょうか。

(中澤委員)

環境問題につきましては国も新しい施策の中で最重点に取り組んでいるわけですが、ではあります。これはだれが見ても環境保護はいいことなのですが、これにより農業農村、元気な輝く農業農村ができるということなのですが、私ども農業者からみますと、悪いことではないが、例えば化学肥料の使用量、これが24年度に54Kgに減らせるかどうか。私は農薬にしてもそうですが、基本的には前にも申し上げましたが、化学肥料も農薬も使わない限り、所得がのびる農業はできません。環境は悪化していますから、様々な虫がたくさん出てきます。だから、無駄なことはしないけれども、必要なものはきちんとしなければだめだと思います。それを踏まえているのかどうか。化学肥料も54Kgに減らします。減らすとすれば、前段を見ますと環境に優しい農業のシステムをやりますと。それでは、このシステムとは何か、どういう方法で農家を指導したら化学肥料が減りますという部分、こういった踏み込んだ部分が見えていない。そういった点を踏

まえて、こうした数値を上げなければまずいと思います。化学肥料も農薬もあまりたくさん使うようなことを言うと、いろいろ言われそうですが現実はそのようなのです。ということで、ちょっとお考えいただきたいということです。

(若林会長)

ご意見、要望ですね。他にはいかがですか。

(原委員)

私は、この4番が都市農村交流のところで、やはり食につながっているのではないかと思います。食の部会で話したときに、やはりここまでいってしまうのですが、ここの部分が農業農村の部会になってしまうので壁に突き当たってしまいます。ですから、ここの部分をもう少し食のところに入れてもらえれば、都市農村の共生、交流の活発化という中で食とつなげて、地域を発信していけるのではないかと思います。ですから、そこで単独に5番が「消費者と「食」の絆を結ぶ」というのではなくて、4番も少しくロスさせていただいたら、長野県を発信していけるのではないかと、私は食の分科会の中でそのように思いました。これは意見です。

(若林会長)

意見ですね。他には。

(小松委員)

環境問題については、先ほどもでていましたとおり、化学肥料や農薬の関係ですが、試験場でしっかりとした技術体系というものが確立していないものだから、今までずっとレス50でやってきたのですが、県ではそれを改めたと。レス50でやっていっても、どうも、特に農薬の場合などは非常にうまく機能しないということで修正をした経過があります。と同時に化学肥料の場合でも例えば米の原産地呼称管理制度というのがあります。有機農業で作ったお米というものが、原産地呼称に適用しないといけないと私は思うのです。ところが食味があまりよくなかったりして適用しない部分がある。そうした時に、有機農法だけで栽培したときに、食味がよくなるような裏付けとなる試験が大事だと思いますが、そのへんが抜けているように思います。それから、農地・水・環境保全の関係ですが、特に地域農業、或いは地域環境を守っていくという中では、非農家の皆さんも集落の中で一緒に活動に入ってもらわなければいけない。そのときに、リーダー育成ということが非常に重要になってくるのではないかと。いわゆるまとめ役ですね地域の。これが、その地域の中核的農業者が地域リーダーであるかというところとそうでもないところと。そのところで、しっかりとしたリーダーを育成しないと、集落営農もそうですが、農地・水・環境保全の政策も生きていかないのではないのでしょうか。そんなことを私思います。これは意見です。

(若林会長)

意見ですね。他に如何でしょうか。

(藤原委員)

野生鳥獣害防止対策が入っていますが、少し強く打ち出さないと農家の皆様方、植えた先から全て食べられてしまうようなことが多いわけですので、そういうことに対する取組を強く出した方がよいのではないのでしょうか。

(若林会長)

ご意見ですね。強調しろというご指示。これが生産に影響すると。他に如何でしょうか。先ほどの原委員の出された5番の「食」とのクロスの問題ですが、これにつきましてはもう少し論議をしないと、今の部分のところには到達できないのかなという思いがしてしまっていて、とりあえずこれはこのままにしておいて、今の5番のところをやってみて、今の4番にもう一度戻ってみて、

いったいどういう形がいいのかを論議をお願いしたいと思います。それでは、5 番の「消費者と食の絆」に入りたいと思います。

(市場委員)

主要品目の生産努力目標の推計の 5 年分のところは減っていますが、それは、消費拡大に努力してもこのような数値となると考えてよいのでしょうか。

(農業政策課 久保田技術幹)

おっしゃるとおりでございまして、国全体でも年々低下をしております、そのために学校給食に入れていただくということもやっているのですが、それを上回るペースで減っていくということです。

(市場委員)

部会でいろいろ話し合いをしていただいているようですが、審議会の本会のほうでも食と農の両方の委員が入ってやっているのですが、部会のほうでもそのようになっているのでしょうか。

(農業政策課 久保田技術幹)

食の部会の皆さんにも入っていただいております。

(木下委員)

食の点から、いわゆる消費の点から農業を考えるということは大事なことだと思いますが、大事という意味は食育をすることによって長野県の農業振興にどのような影響があるかという観点から、視点が大事だという感じがします。振興という観点から、この食育をすることによって長野県の農産物がどれだけ生産額があがるか、そこのところの視点が欠けているように思いますので、2・5 の対策をやることによって生産額が、長野県の農業の生産が今どれだけ伸びるかという視点があると、なるほどこれは食育をやることによって、食育は生産額を伸ばすという意味だけではないわけですが、健康の問題もあるわけで、そういう点から地産地消をやって長野県民の健康にいい作物を作るということもあるわけですが、それをやることによってどれだけ生産額が伸びるかという、その視点が少ないので、その連携というものがピンとこないということになっているのではないのでしょうか。そういう視点をいれることはできないのでしょうか。

(若林会長)

これは最初の課題に戻っているのだと思いますが、ここのところは佐々木先生どうでしょうか。

食の委員会でご検討賜っていたときに、柱立てがもう少し必要ではないかというご意見が出された背景の部分は、必ずしも木下委員が言われるような相関性があると言うよりも、むしろ農業の持っている機能の中の食という部分の価値と、農家が生きる儲かる農業というところに、少し溝があるという考えではなかったのではないのでしょうか。完全に一つになれるか。

(佐々木委員)

いろいろな意味があると思います。一つは今言われた意見だと思います。それは分科会でもでていた問題として、僕はこれを見たときに分科会の意見が全て取り入れられている。基本的な部分を取り入れられて、この素案ができていたと思っています。もう一つ食の問題というのが、先ほど原委員が言われたところや、いろいろなところに関わってくるわけで、そこのところで食育というところに集中した形になっているので、もう少し多方面で関係づけができる形で組み立てできないかという意見だったと思います。

(若林会長)

宮川さんどうでしょうか。どのようにお考えになりますか。

(宮川委員)

5番とは違いますが、認定農家の部分で24年にはどうかという指標が書いてありましたが、そういうときにメリットといいますか、認定農家になったところでメリットというものが具体的にないといいますか、若い人には結構、利子の面で補助があるようですが、リンゴ農家には高齢者が多くて、60歳以上ですと借りるときに、なかなか面倒な部分がありまして、そういうときに県のほうで具体的な方策を出していただいて、認定農家にはこういうメリットがあるから、なってくださいとしないと目標達成は難しいと思います。

(若林会長)

はい。食の問題もう少しいかがですか。

(原委員)

これも食の分科会の中でいろいろ話が出たところです。信州はいろいろな特産品があって作りますが、宣伝がいまいちという中で、ご近所で設定してみても、やはり自分で食べておいしいからということで食べてみようかなというのが人間の心理ですから、そういうことを県民全員がやっついていかないといけない。そういう中では、やはりできたものに対して、食べ方なども製品と一緒に発信していかないといけないということは、いろいろ申し上げたつもりですが、信州ならではのところに、「信州農産物を利用したレストラン」というところで少しまとまってしまっているかなと思いますが、やはりそういうことは話し合いをしたところです。どんな形で、ここにだしていくのか。ここにはでていないのですが。

(若林会長)

ここに入っているわけですね。

(原委員)

そう思うのですが。

(若林会長)

いつかは乗り越えないといけない課題なのですが、座長のほうで差し出がましいのですが、先ほど聞いていただいたように、農業のほうから言うと儲かる農業を構築していくためにはどうしたらよいかという視点で、やはり真剣に考えておられるわけです。食のほうからすると、これからは食という視点でものを見て生産という行為に入っこないといけないと主張されている。これは少しずれていると考えていいのではないのでしょうか。これは、なかなかすぐには一緒になれないと思います。農業農村でご検討いただいているのは、これからは川下の情報を大事にすべきだと議論されているわけですが、このことが食の皆さんからすると変わってきている、ただ儲かる農業をしゃにむに進めればいいと言っているわけではなく、川下の消費者の声を大事にするような、そういうマーケティングを展開する必要があると、生産も3番目のところで整理しているわけです。従って、大きく違っているわけではない。ただ、どちらを強調するかということだと座長には見えるわけです。もっと申し上げますと、論議の課程で先ほど原委員からもでていますが、食の問題をやっていくと、やはり足下を大事にすること、そのことが食であり、それが農業も足下を大事にするところから入っっていくってほしいということをおられると見えます。ですから、柱立てをあえてもう一本、6本目を作って食を中心とした信州農業を作ると言われても、この中でかなりの部分が言い尽くされているというふうに見えますが、いかがでしょうか。論議をしていると、その部分をどうしても最初に持ってくる必要があるというのではなくて、むしろこれから作っていく大きなキャッチフレーズの中に食という部分が表に出てくるような、長野県農業を作っていくというようにまとめていただければ、食の部分が表に出てくると思うのですが。柱で4対1だという論議ではなくて、その中に出てくるのではないかと座長としては思いますが、そのへんはいかがでしょう。どうしてももう1本、6本目の柱を作れというこ

とであれば、ご検討をいただかなければならないと思いますがどうでしょうか。これは多分意見を、皆様方の意見をこういう形で5つの柱で整理されたから、事務局でこうなっているのだと思うのですが。特に食の皆様方は思いがあるわけですから、この部分、このところは止めさせていただきたい。この柱がもう一つ増えるかどうかで、中身がだいぶ変わってきますので。どうでしょうか。よろしいでしょうか。

(市場委員)

1から4の中でも、食や消費者とつながっていかねばいけない内容があると思いますので、言葉の中で入れていただくということでもいいのではないのでしょうか。

(若林会長)

ありがとうございます。柱立ては5本という形にさせていただいて、とりわけ4番のところの「輝く元気な農業農村」の中に食という部分が元気をつける源になると言う要素の部分があるのではないかと。その部分をもう少しかみ砕くなり、こちらに持ってきて整理をしていくということができないかという整理でよろしいですか。

(佐々木委員)

基本的な考え方だと思います。農業振興や農村振興を考えていく場合に、生産のサイドだけで考えていくということに既に限界が出てきているわけで、消費の面が変わっていかないと生産が伸びていかないという状況になっていると思います。消費というのは食の問題で、食生活や食文化といったことに関わってきますが、その中で食生活は食材に関わってきます。その食材が食の問題のサイドから地産地消や旬のものという形で提案されてきている。そうすると、今の食生活のあり方を変えていくことによって、県内の農産物を消費しようという動きができてくると思います。消費を変えていかないと、つまりマーケットを作っていくと生産が伸びていかないわけです。そのマーケットをいかに作っていくか、それは食生活をどう変えていくか。今の食生活のままだと変わらないと思います。食生活、食文化をどうやって替えていくかという、その裾野の問題がないと生産が伸びていかない。そういう状況になっているのだらうなということが僕の考え方です。ですから、生産をどう伸ばしていくかということだけだと、今までとあまりやり方が変わらない。食のところを変えていく。食生活を変えていく。そういう基本認識をどれだけ入れ込んでいけるかが、この食と農業農村とついた意味かなと思っていました。

(若林会長)

これは非常に大事なところで、佐々木先生の言われている食の部分。先ほど分科会でご検討いただいた視点だと認識しておりますが、まずは全体的に理解をいただかなければいけません、その課題に入っていくときには農業振興計画だけのエリアではないですね。教育や、もっと全体の大きな要素が絡んでくると思います。農業でやってはいけないとか、農業だけでいいのかという論議ではなくて、農業でもアプローチはするが、それ以外のところでもそれが入ってこない、農業だけで空回りしていても、それはうまく機能していかない部分が多いのだと思います。そのために、もう少しご意見ある方はお出しいただきたいのですが。食から農業を変えていく場合に、何をどういうようにしたら農業の形態まで変化させることができるのか。そこのところについて、少しご意見を聞いておきたいと思います。

(佐々木委員)

分科会でも申し上げましたが、今長野県は80万世帯あります。食費が7万円くらいですが、野菜とか長野県で作っているものは、だいたい2万円くらいですので、年間消費が24から25万円になります。その中で1世帯あたり1万円を長野県のものを買おうということになると、80万世帯ですから80億円の消費ができるわけです。1世帯1年間で1万円というのは、1週間で200円くらいですから、毎週1回買い物をする度に、長野県のものを選びましょうということをやっ

おけば、80億円の消費ができてくるわけです。もちろん、そのためには、何でもかんでも地元のものということではなくて、これだけいいものがありますよということで、そういう消費ムードを作ることによって新しい消費ができてくる。そういう取組が大事ではないかと思います。

(若林会長)

多分、皆さん方も同じだと思います。やり方の部分も含めて、今後そのことが課題になるのだろうと思います。これを農業でやることについては異存がないと思います。

(中澤委員)

今、佐々木委員の言われたことは、農業者にとりまして全くありがたいことです。といいますのも、食分科会の意見の中を見ておりますが、今言われたような、安心安全な国内産を買おうという動きが是非ほしいと思います。具体的に、そういうPRや運動をどのようにするのか、県としてどうするのか、そういうことがここにはでていないと思います。安心・安全の部分を見ますと若干でていますが、「長野県農産物のイメージアップにつながる農薬の適正使用です。それから、残留農薬のチェックをもっと厳しくする。これも分からないではないですが、県内の農産物が大事だということをもってやっていただければ非常にありがたいと思います。

(若林会長)

ご意見と理解させていただきます。愛用運動と言うことですね。愛用運動も農業ではやってきましたが、もう少し形が変わってみんながとりつきやすいような、しかも健康だと。今の味の問題もあると思いますが、やはり健康のために地元のものを食べるとい、食べたいと。

(市場委員)

食文化の伝承についても、結局その地域にある食材を活用して伝承していくわけです。それをしただけでも、地域食材は消費が拡大していくわけです。ですから、食を大切に健康と考えて進めていけば、結局、県民がそれを理解すれば、地元のものを使おうとか、旬のものを使おうとか自然に生産が伸びていく。そういう農業も育てていかないと、生産者サイドだけではないということはそこなのです。

(木下委員)

それをやってもらうときに、できるだけ数値で示してもらおうと。一般論だけで言っているのは、ぴんとこないところがあります。佐々木先生の80億円は既に消費している部分もあると思います。ですから、こういうことをやることによって、さらにこれだけ伸びると。

(若林会長)

それは難しいと思います。それは検討するという事です。

(市場委員)

目標値が減っているもの、増えているものがありますが、そういうのはどこに根拠があるのですか。というのは、消費をしていくときに関わって、関係があると思いますので。これは食にも影響がしてきます。ですから、先ほど佐々木先生が言われたように、健康な県民を育てる運動や、そういう思いを、情報とさきほど中澤委員が言っていました、知らせる必要があると思います。こんなにがんばって農業の人たちがやっているということ、消費者は知らないと思います。そういう情報を一段と流していく県民運動が、食と農は長野県の代表的な大事な産業で、それを県民みんなで支えていくという意識が大事なことですし、それを食を通して協力体制ができるような意識改革が重要だと思います。

(若林会長)

時間がかかり大幅に予定を過ぎております。どのくらいやっても、まだまだで倍くらい必要だと思いますが、今日のところは、おおむね5つの柱の確認を賜って、ご意見を賜ったということにさせていただいて、それを整理させていただきまして、加えるものは加える。それから検討の余地のあるところはすると整理をさせていただき、次の会に進んでいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員ご了承)